

岸和田市ボランティアセンター ボランティア・市民活動団体 登録について

【はじめに】

岸和田市ボランティアセンターは岸和田市内外のボランティア・市民活動団体を支援する組織として平成2年より開設しています。各種団体が岸和田市ボランティアセンターへ登録を行うことによって、必要な支援受けることができるとともに、市民のボランティア・市民活動の効果的な推進を図ることを目的とします。

1、【登録の申込み】

ボランティアセンターに登録を希望する団体は、次にあげる書類をご提出ください。

- (1) ボランティア・市民活動団体登録カード
- (2) 団体の会員名簿
- (3) 団体の会則または定款（活動内容、目的などがわかる内容）
- (4) 活動実績のわかる資料

2、【登録できる団体】

団体の登録を行う場合、申込み団体は原則として次にあげる要件を満たす必要があります。

- (1) 岸和田市内を拠点に活動する団体であること
- (2) 活動内容が広く社会に貢献する活動であって、団体として自発的に取り組む活動であること
- (3) 公益性があり活動の対象が不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動であること
- (4) 営利目的での組織運営を行っていないこと
- (5) 地区福祉委員会でないこと
- (6) 主たる目的が共益的な活動ではないこと
- (7) 活動そのものが、特定の宗教を広めたり、特定の政治上の主義や政党への支持を推進することを目的とするものでないこと
- (8) その他、社会通念上ボランティア・市民活動と認められるものであること

3、【登録の期間、並びに更新】

登録の期間は年度単位です。登録団体については、年度ごとに次にあげる書類をご提出ください。

- (1) ボランティア・市民活動団体登録カード
- (2) ボランティア・市民活動団体活動計画書
- (3) ボランティア・市民活動団体活動報告書
- (4) 団体の会員名簿
- (5) 団体の会則または定款<変更があった場合のみ提出>

4、【登録団体に対する支援】

- (1) 団体の会員募集やイベント告知等の広報活動への協力
- (2) センターの機材・備品等の使用の許可
- (3) 福祉総合センターの施設利用登録に際しての支援
- (4) その他情報の提供(ボランティア連絡会へのご案内)

5、【登録を希望させる団体へお願い】

岸和田市ボランティアセンターでは、市民より様々なボランティア・市民活動の依頼があります。その際に、当センターを通じて活動の依頼をすることがあります。また、当センター主催のイベントや行事にご参加いただくようご案内をさせていただきます。最後に、当センターは、岸和田地区募金会の活動支援も市民の皆様と行っております。登録頂く団体の皆様には、運動への参加をご依頼させていただきます。

6、【登録の取消し】

当センターに登録した団体が登録を取り消す場合は、センターに届出をご提出ください。なお、登録団体が次のいずれかに該当する場合、センターにおいて審査の上、登録を取り消すことがあります。

- (1) 登録更新時に、必要な書類が提出されない場合
- (2) 第4条にあげる要件に満たないことが確認された場合
- (3) その他、団体が反社会的な行為などを行った場合

【登録に関する問合せ】

岸和田市ボランティアセンター 岸和田市野田町1-5-5

電話：072-430-3366 FAX：072-431-1500

メール：vc@Kishiwadashisyakyo.onmicrosoft.com